社会福祉法人菊池愛泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊池愛泉会定款第8条及び第21条の規定に基づき、 役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とい う。)の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬を支給する。

(当園職員給与の併給)

第3条 当園の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(業務の種類)

- 第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 理事・監事が理事会に参加したとき
 - (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
 - (3) 監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政監査による 監査の立会いのとき
 - (4) 役員の研修参加など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための 業務にあたったとき
 - (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
 - (6) その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、2つ以上の会議を同日 開催する場合は、これを1回とみなし報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第6条 報酬については、別表1に定める額とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、2023 (令和5) 年6月15日から施行する。

別表 1

報酬が発生する業務	役員等報酬
理事会	4,000 円
監事監査・監査立会	4,000 円
評議員会	4,000 円
評議員選任・解任委員会	4,000 円
役員の研修参加等	4,000 円
理事長が必要と認めた業務を執行した	4,000 円
とき	